

3. 支援会議

支援会議と重層的支援会議の違いについて

支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
 - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ 支援提供者によるプランの共有
 - ・ プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

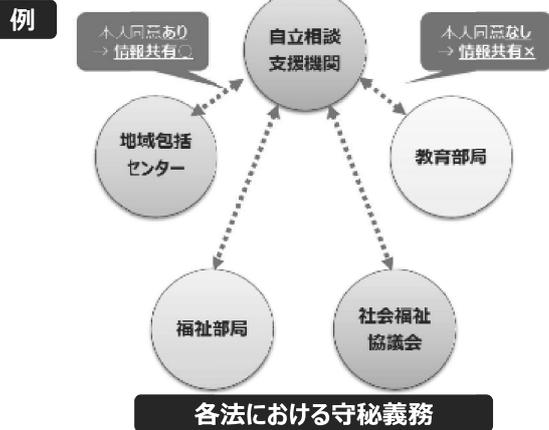
支援会議の仕組み

- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。

※ 支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば、各自治体の判断で生活困窮者自立支援法に基づく「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「（自立支援）協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない。

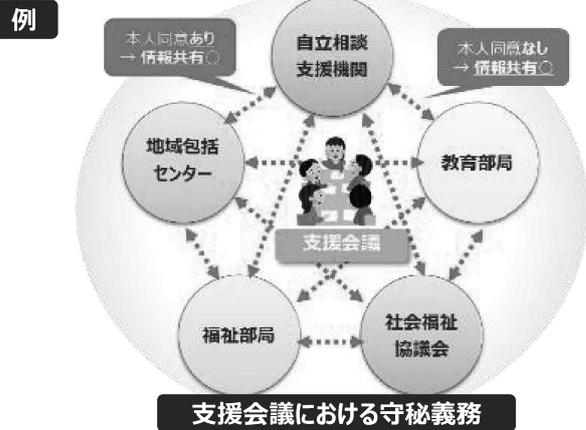
現行制度における課題

- 支援における情報共有は本人同意が原則
 - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
 - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の中で把握・共有されていない事案等の中には、世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案がある。



支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- 守秘義務の設定
 - ・ 本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。



67

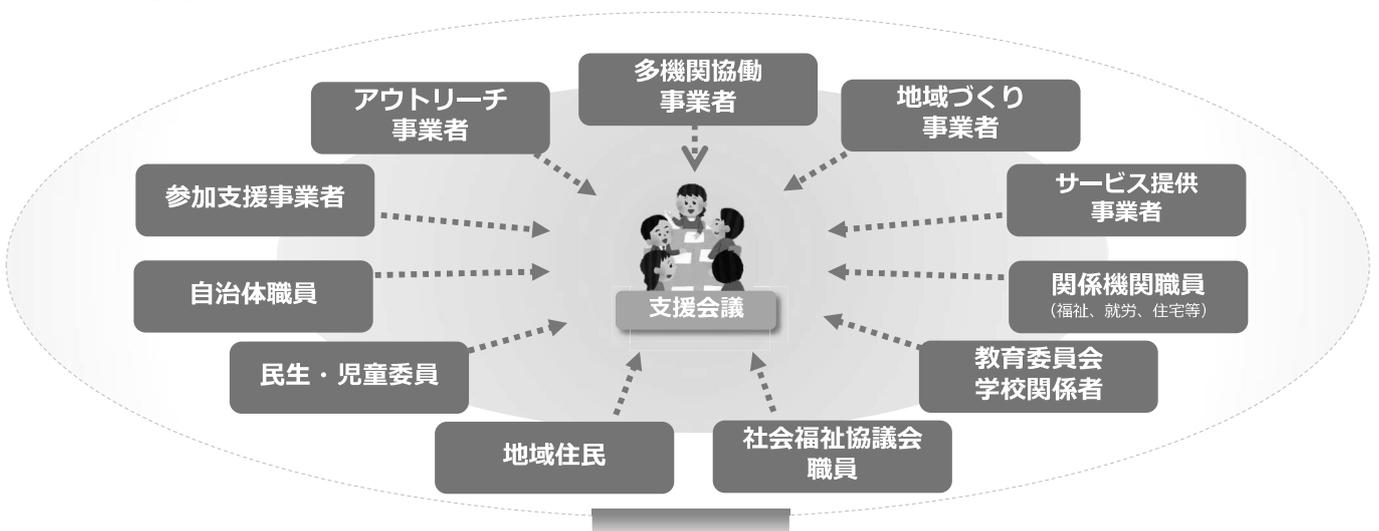
支援会議の構成員

- 支援会議の構成員については、主に以下の者や機関を想定している。
 - ◆ 行政機関（労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等） ◆ 各分野の相談支援機関やコーディネーター ◆ サービス提供事業者
 - ◆ 医療機関 ◆ 協同組合 ◆ 学校 ◆ NPO ◆ 社会福祉法人 ◆ 地縁組織 ◆ ボランティア等の活動団体 ◆ 専門職団体 ◆ 民間企業 など

※ メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に支援会議のメンバーを案件や開催時期等によって異なるものとする可

構成員への謝金など『支援会議の設置・運営に要する費用』については、重層的支援体制整備事業の国庫負担対象経費として取扱うものとする

(参考) 支援会議の構成員のイメージ



関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることの体制づくりが各地域において推進される。

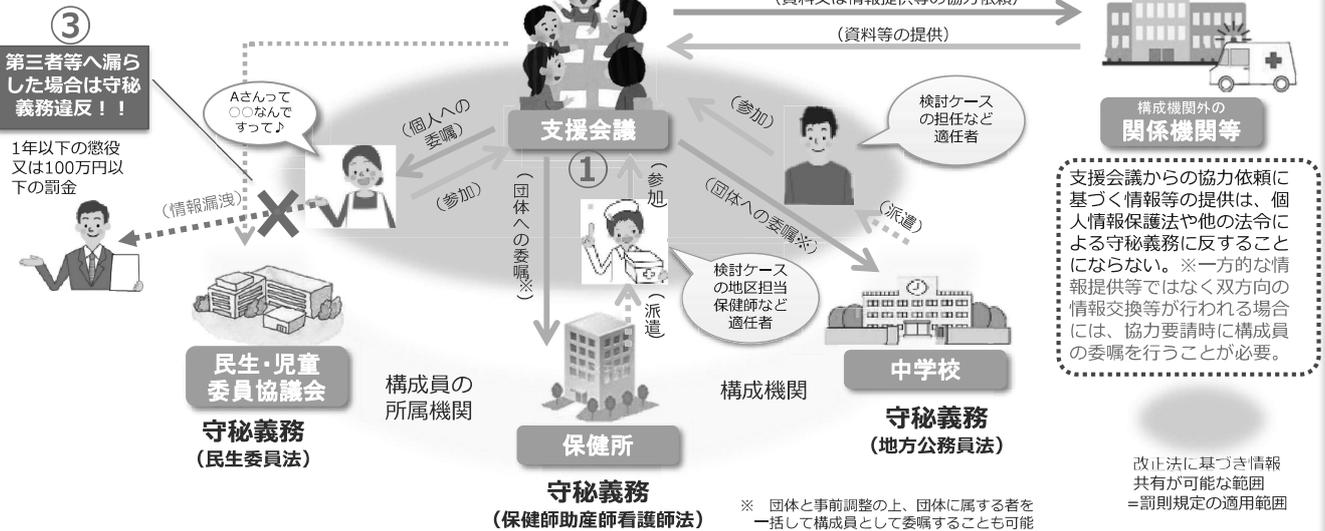
68

支援会議における守秘義務の適用範囲

- 改正法では、重層的支援体制整備事業に関わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における課題を抱える住民に関する情報共有を行えるようにした。**
- また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になる。
- なお、支援会議の構成員は正当な理由なく、支援会議の中で共有された課題を抱える地域住民に関する個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることになる。**

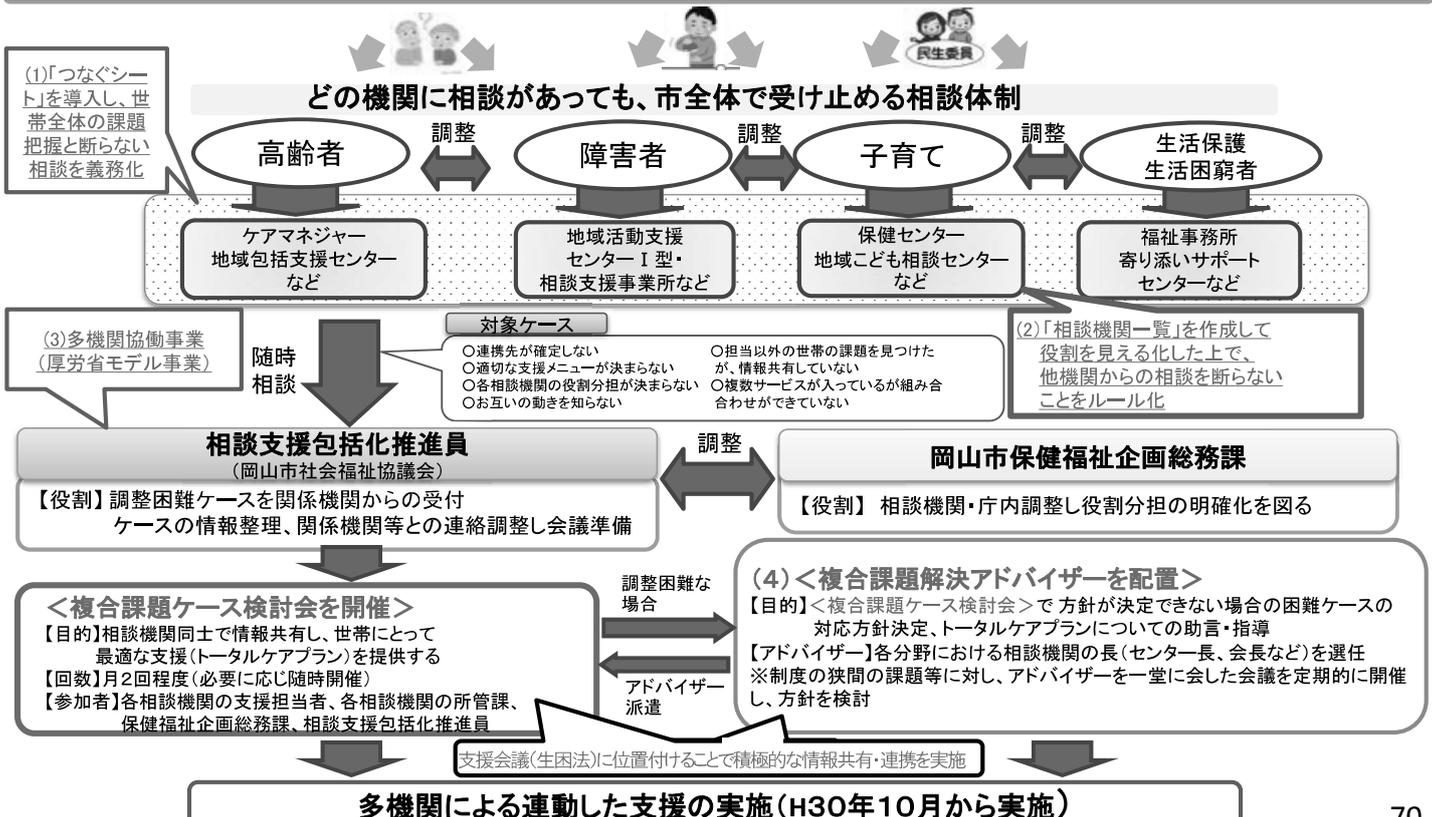
※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。

(参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図



岡山市 複雑化・複合化した相談に対応する体制(複合課題ケース検討会と複合課題解決アドバイザー)

- ・ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかにしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を推進。
- ・複数の制度に基づくサービスの組み合わせを調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。



複合課題解決アドバイザー

- 各分野における相談機関の長（センター長、会長など）を複合課題解決アドバイザーとして選任。
- 複合課題解決アドバイザーは、困難ケースの対応方針の決定や、世帯のトータルケアプランについての助言・指導を行う役割を担う。（※令和元年度から医療分野に保健所長（医師）を選任）

分野	所属	職・氏名
医療	岡山市保健所	所長
	岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課 地域ケア総合推進センター	所長
高齢者福祉	岡山市地域包括支援センター	総センター長
障害福祉	岡山市障害者自立支援協議会	会長
	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部	部長
保健	岡山市保健福祉局保健福祉部	保健政策担当部長
精神保健	岡山市保健福祉局保健所健康づくり課	精神保健担当課長
福祉サービス・生活保護	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部	参事
児童福祉	岡山っ子育成局子育て支援部 こども総合相談所	所長
	岡山っ子育成局子育て支援部 こども福祉課	こども家庭支援係長
	岡山市発達障害者支援センター	所長
生活困窮	岡山市社会福祉協議会 生活支援・総合相談課（岡山市寄り添いサポートセンター）	室長

71

新型コロナウイルス感染症で入院、退院後の自宅生活に課題を抱える8050世帯

家族構成

<父>
80代、ストマ造設（自己管理）
 <母>
80代、要介護1（認知症）
 <長男>
50代、正規就労
 <二男>
50代、引きこもり

支援のきっかけ

新型コロナウイルス感染症で父と長男が入院がしていた。父は入院前、介護サービスを利用しておらず、長期入院の影響で筋力の低下や認知機能の低下が危惧されていた。関係機関は入院前と同様の自宅生活を継続できるよう支援体制を整えたいが、**関係機関が感染症元患者への対応に不安を抱え、支援方針が定まらなかった**ことから、支援に入っていた保健センターより相談支援包括化推進員へ相談が入った。

支援内容

<複合課題ケース検討会を開催>

- 保健所保健課医療専門員より感染症に対する正しい知識、具体的な予防策、留意点等について説明をしてもらった。
- 各機関が関わってきた支援などの情報を整理しながら、それぞれの関わりを確認した。生活歴や本人及び家族に関する最近の情報を基に、今後の支援について具体的に意見を出し合った。

<世帯の課題>

関係機関が一堂に会す会議を開催したことで、以下のような課題が明らかになった。

- 長男が勤務後、買い物や食事等準備しており、長男が就労している時間帯の食事は、父が自転車でスーパーなどへ買いに行っていた。元々支援をあまり受け入れない家族であったが、今回、家事を行う中心的な担い手の父と長男が入院したため、残された家族（母：認知症、二男：引きこもり）だけで在宅生活を続けていくことが難しかった。
- 母はデイケアを利用していたが、父と長男の新型コロナウイルスの感染による濃厚接触者で自宅待機による健康観察が必要になったため、デイケアの利用がストップし、健康観察終了後も数週間サービスを利用しないままだった。

<多機関との連携による支援>

- 保健所保健課より、**感染症に対する正しい知識を情報提供してもらい、感染症患者への関わり方に関係機関の共通認識ができたことにより、支援へのアプローチがスムーズになった。**
- 父の介護保険申請や母の介護サービス利用に関わる支援については、介護支援の関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、デイケア事業所）が引き続き情報共有しながら支援に入る。
- 二男の**引きこもりに対する支援は、家族への支援を通して**、二男もしくは家族から支援の要望があれば、**タイミングを逃さず**、保健センターを中心に、必要があればこころの健康センターも一緒に支援を行っている。
- 何らかの理由で家族のバランスが崩れると、再び世帯で困ることが出てくる可能性があるため、この世帯のキーパーソンである長男が望むように、家族が入院前と同様に自宅で生活していけるよう、関係機関が情報共有し連携しながら支援していく。
- 今後は職員研修や情報発信等を通じて、行政及び関係機関が感染症に対する正しい知識を理解し、共有していく。また、各分野の事業所や支援団体に周知していくことで、本人及びその家族に寄り添った支援を実現していく。

複合課題ケース検討会 参加者一覧

保健センター
地域包括支援センター
在宅介護支援センター
デイケア事業所
(新)福祉事務所所長、担当係長
(新)保健所保健課長、医療副専門員
(新)地域包括ケア推進課課長、課長補佐
(新)こころの健康センター（精神保健福祉センター）
(新)保健政策担当部長（アドバイザー）
(新)健康づくり課精神保健担当課長（アドバイザー）
(新)高齢福祉部長
(新)保健福祉企画総務課
(新)相談支援包括化推進員

(新)…相談支援包括化推進員が関わることで、新たに入った機関

効果

- 感染症患者への支援に関わる関係機関が、**感染症に対する正しい知識を理解することで感染症に対する不安の軽減につながった。世帯に対する支援へのアプローチのタイミングなど、関係機関が情報共有し連携しながら支援体制を整えていくことができた。**
- 感染症に対する正しい知識等を部長、課長も含め関係職員全体で共通認識を持つことで、今後同様の事例があっても対応することができる体制ができた。

参考資料

多機関協働事業による支援事例 ①

支援対象者及び世帯の状況／相談の経緯

- 要支援状態の父親と引きこもりの息子の二人暮らし。父親は進行性の疾患があり、病院で入院治療とリハビリを勧められたが、不在の間の息子の生活が気になり、入院するかどうか迷っている。
- 息子の状況について、支援関係者らは把握していたが、これまでは支援のきっかけが掴めず、今回の父親の入院をきっかけにケアマネジャーが多機関協働事業につないだ。

家族構成図



<相談の開始>

多機関協働事業がケアマネジャーからの相談を受け、支援を開始することとなる。

<複合的課題の解きほぐし>

多機関協働事業者は相談者と家族が抱える課題をアセスメントする。

- ・ 現在、経済的な不安はないが、父親は親亡き後の息子の生活に漠然とした不安を感じているものの、どうすればいいかわからない。
- ・ 息子は20年以上引きこもっており、以前は父親に「働きたいが自信がない」と話していたことがあるとのこと。

課題解決に向けた支援の見立て

- 息子：父親が入院している間の食事の確保（ヘルパーの自費利用）
アウトリーチ事業によるひきこもり状態からの脱却（まずは、訪問による関係づくり）と、就労に向けた参加支援事業の利用
- 父親：退院後の在宅療養に向けた環境整備

<支援の方向性の整理>

- ・ 支援プランを作成し、重層的支援会議を開催する。支援関係機関である居宅介護支援事業所のケアマネジャー、病院の医療ソーシャルワーカー、ヘルパー事業所、アウトリーチ事業と参加支援事業の担当者らと支援の方向性を共有し、それぞれの機関の役割分担を行う。

<支援の実施>

- ・ 各支援関係機関や関係者らによる支援が開始される。多機関協働事業者が適宜聞き取り等を行い、進捗状況をモニタリングする。
- ・ 円滑な実施状況を確認し、一定の見通しがついたため、多機関協働事業による支援を終結。

多機関協働事業による支援の必要性

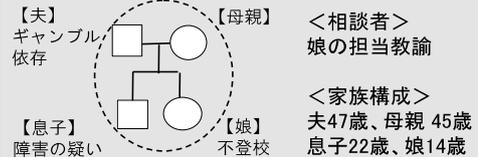
- 複雑化・複合化した課題に関しては、本人の気持ちの動きに添った支援が求められ、支援実施のタイミングが重要になることから、支援関係機関間の連携が必要。
- 制度の狭間にあるケースに対応する場合には、制度上に位置付けられた支援関係機関のみでは、本人への働きかけや具体的な支援メニューにつなぐことが困難であるため、多機関協働事業の支援により、アウトリーチ事業や参加支援事業の利活用をコーディネートしていくことが求められる。

多機関協働事業による支援事例 ②

支援対象者及び世帯の状況／相談の経緯

- キャンブル依存の夫、不登校の娘、障害の疑いのある息子と母親（妻）の四人暮らし。娘が学校を休みがちであり、担任教諭が母親と面談したところ、「娘の素行が乱れ、不登校気味であることに加え、夫や息子のことで悩んでいる。」との相談を受けた。
- 困りごとが多岐にわたり、どこに相談すればよいか分からず、多機関協働事業による支援につながった。

家族構成図



<相談の開始>

娘の担当教諭からの相談を受け付け、母親からの利用申し込み手続きを行う。

<複合的課題の解きほぐし>

担当教諭が把握していた情報を基にアセスメントを深め、課題の背景や現状を明らかにし、支援についての見立てを行う。夫は飲食店経営の倒産をきっかけに、昼間からの飲酒とパチンコの毎日。娘は父親の事業が倒産したことをからかわれ、不登校気味になり、勉強についていけなくなり、素行も乱れてきた。息子は短期間しか仕事が続かず、障害の疑いがある。母親も家計の状況が把握できておらず、各種料金の滞納がある。世帯の現状により、近隣から疎まれて地域で孤立している。

課題解決に向けた支援の見立て

夫：ハローワークでの求人活動
娘：学習支援

母親：家計相談支援事業の利用（自立相談支援機関）
息子：機関相談支援センターへの相談、就労訓練事業の利用
世帯：地域との関係性のつなぎ戻し

<支援の方向性の整理>

- ・ 支援プランを作成し、支援協議会議を開催し、支援関係機関である学校、ハローワーク、自立相談支援機関や参加支援事業の担当者、地域の関係者らと支援の方向性を共有し、それぞれの役割分担を行う。

<支援の実施>

- ・ 各支援関係機関や関係者による支援が開始され、適宜聞き取り等により支援の進捗状況をモニタリング。円滑な実施状況を確認し、一定の見通しがついたため、多機関協働事業による支援を終結。

多機関協働事業による支援の必要性

- 複合的な課題は解きほぐしに時間と労力が掛かり、単独の支援関係機関では対応に限界があり、関係者が増えるほど情報共有にも困難さが生じる。
- また、支援する中で新たな課題が発見されることや、ライフステージの変化等から新たな課題が発生する場合などがある。多機関協働事業により支援全体を俯瞰して調整を行うとともに、支援の終了後も新たな課題の発生に備え、支援機関や関係者と情報共有ができる体制整備を行うことが重要。

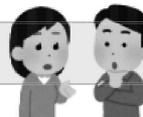
75

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施方法の考え方

- 事業を「直営」もしくは「委託（全部委託・一部委託）」により実施するかどうかについては、直営・委託それぞれの強みを踏まえつつ、個々の市町村における支援体制の状況に応じて検討されるもの。
- 事業を委託して実施する場合、委託先の事業者を選定する視点として、①対象者の課題を適切に把握できる機能を備えているか、②継続的に関わることができる体制があるか、③地域の関係機関等（福祉分野以外も含む）と良好な関係性を構築できているか等が考えられる。

実施方法	直営	委託
想定される強み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政庁内関係部署と協力したアウトリーチ体制を構築することができる。（介護、障害、子育て、生活困窮をはじめ、消費者相談、納税、水道、環境部門などとの連携が考えられる） ○ 庁内にアウトリーチ等のノウハウが蓄積され、庁内全体で支援が届いていないと考えられる対象者の情報を早期に把握することにつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者が有するアウトリーチ等に関する専門性やノウハウを活用することができる。 ○ 地域に根付いた活動基盤がある場合、その地域の各事業者との円滑な連携や、社会資源の効果的な活用が期待できる。 ○ 既存の相談支援事業等を実施する事業者によりアウトリーチを委託することにより、各種事業と有機的に連携させることができる。

委託先の例と想定される効果



- **多機関協働事業者に委託**
例：地域の各相談支援事業所等の関係機関と連携体制を構築する多機関協働事業者によりアウトリーチ等事業を委託することにより、重層的支援会議や各関係機関から定期的に対象者把握のための情報を得ることができ、迅速なアウトリーチの展開につながる。
- **地域づくり事業者や参加支援事業者に委託**
例：地域住民に身近な場所で活動する事業所にアウトリーチ等事業を委託することにより、地域住民の対話や変化を日常的に捉え、支援が必要な者・世帯の情報を幅広く把握することができる。
- **既存の相談支援事業者に委託**
例：地域包括支援センター運営を受託している事業者によりアウトリーチ等事業を委託することにより、これまで地域包括支援センターのみで対応するには負担が大きかった8050世帯への支援体制を強化することができる。

76

- 地域づくりに向けた支援とは、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を目指すものである。
- そのためには、「人」と「場」の両方の機能を整備することが必要である。

人

- ・ ケアし支えあう関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）

※ 個人の活動や人のコーディネートのほか、地域のプラットフォームの2つの機能を担保することが重要である。



場

- ・ 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所（場や居場所の確保支援）



※ 同世代や同じ属性の人が交流することを目的とした場のほか、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所も重要な役割を果たす。

コーディネート機能を活かした「地域づくり」の事例①（秋田県羽後町）

- 羽後町仙道地区では、秋田県版小さな拠点である「お互いさまスーパー」が地域課題解決の拠点になっており、交流スペースを活用し、引きこもりの若者との交流などの活動も展開している。
- 地域おこし協力隊として、他の地域から移り住んだ若者が、新しい視点での気づきを発信し、地域おこし協力隊の任期を終えた現在も集落支援員として地域を支え、コーディネート機能の一部を担い、分野を超えた取組に発展している。

仙道地区の課題として、「高齢者のみの世帯が増え、雪下ろしができない。」「公共交通機関が撤退したが、日常の買い物に困るだけでなく、住民が集う場所や機会が減り、つながりが薄らいでしまう。」といった現状がある。

人

「まず、地域に住む人が楽しみ、安心して住める地域をつくりたい」

- ・ 地域の小学校が廃校になり、子ども達の声が聞こえない
- ・ 子育て世代などは、日々の生活に追われ、地域に参加する機会が少なくなりがち
- ・ 仙道てんぼの交流スペースの活用を広げていきたい

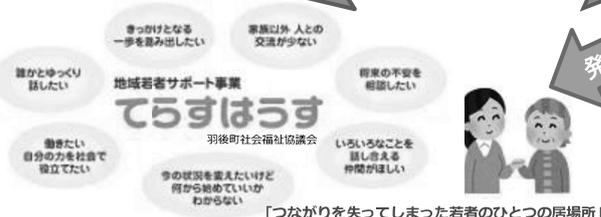
コーディネート機能を発揮する集落支援員

気づき
発信
行動

支援

支援

発展



場

「お互いさまスーパー」仙道てんぼ
「何も対策をしなければ5年後10年後にはコミュニティとして機能しなくなる」

- ・ 地域から出資を募って閉鎖した店舗を引き継ぐ形でスタート
- ・ 販売を行うミニショップに、農産物や山菜などの加工室や交流サロンを併設
- ・ 地域通貨を発行し、雪下ろしを担った人には地域通貨が支払われ、仙道てんぼで利用できる



「高齢者の生きがいや活躍の場」

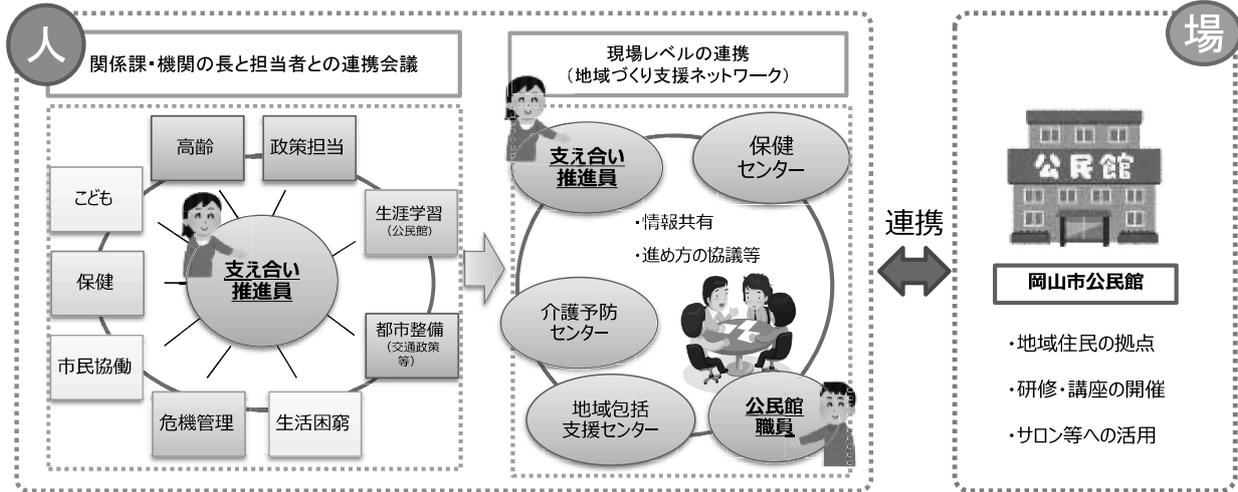


コーディネートを活かした「地域づくり」の事例②（岡山市）

- 地域づくりの拠点の一つである「公民館の職員」と「支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」が連携し、地域支え合い活動を協働でコーディネートするために、計画レベルから連携を位置づけ、庁内・現場・地域のそれぞれのレベルでの連携強化を図っている。
- 公民館職員は様々な団体と連携しながら、地域課題解決のための学びや地域づくりを支援しており、支え合い推進員が活動するにあたり、これまでのノウハウや地域での人脈等を結集し、協働しながら戦略的に地域づくりを推進。

保健福祉の上位計画である地域共生社会推進計画（地域福祉計画）と公民館基本方針において、地域づくりを推進するための連携を位置づけ。関係課・関係機関との連携会議を行うとともに、地域づくり支援ネットワークを立ち上げ、情報共有や今後の進め方を協議。（概ね1か月に1回開催）

支え合い推進員や公民館等が一体的に動いていることを地域住民に伝え、地域住民の困り事相談や社会参加の場の創出を実施したことにより、地域の困りごと解消や参加する高齢者の健康寿命延伸、孤立化防止に繋がるとともに、地域の持続可能性が高まり、SDGsの達成にも寄与している。



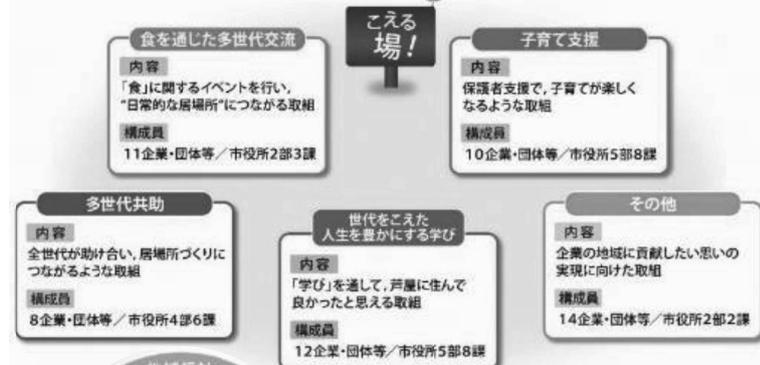
79

多種多様なプラットフォームの事例①（兵庫県芦屋市）

平成29年度から、行政改革と連動したプロジェクトとして、「健康増進」「高齢者の社会参加」「全世代交流」をテーマに「こえる場！」の取組を開始。地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、民との協働によって新たなアイデアを生み出し、ともにまちづくりを進め、複雑・多様化した課題の解決を目指している。この取組は、行政改革の一環として始まったところ、市の目指すべき未来が共有され、民間の多様な主体が中心となった協働が進むとともに、市職員の人材育成にもつながっている。

平成30年度「こえる場！」の取組

- ・企業・団体等が日ごろの活動の中で感じている地域課題や企業・団体等が持つ強みや資源に関連するテーマを提案。
- ・テーマに関心のある人が集まり、5つのグループに分かれて、取組を進める。



（参加企業）（令和元年8月時点）

アイザワ証券(株)／(株)アクティブライフ／朝日ヶ丘コミュニティスクール／芦屋いずみ会／(学)芦屋学園芦屋大学／(福)芦屋市社会福祉協議会／芦屋市商工会／(特非)芦屋市体育協会／芦屋市民生児童委員協議会／芦屋市レクリエーションスポーツ協会／(株)芦屋人／尼崎ENGAWA化粧品／(株)笠谷工務店／(福)かんでん福祉事業団エルホーム芦屋／(福)きらくえんあしや音楽苑／(学)甲南学園甲南大学／(一社)コミュニティ援助センター／(特非)コミュニティリンク／(特非)さんびす／(株)ジェイコムウエスト／(福)聖徳園あしや聖徳園／生活協同組合コープこうべ／地域福祉アクションプログラム推進協議会／ちきゅうっ子応援隊／(株)トライグループ／(特非)人間中心設計推進機構関西支部／阪急阪神ホールディングス(株)／兵庫県住宅供給公社／(福)兵庫盲導犬協会／(株)フィッシングマックス／(株)プランツ・キューブ／(株)ポップ・アイディー／ミズノ(株)／(株)三井住友銀行／(株)ラジオ関西

- ・庁内連携の推進（横断的な組織整備）
- ・公民協働型の職員の育成
- ・専門機関との連携
- ・地域における活動の促進
- ・企業・団体等多様な主体との連携
- ・目指すべき未来の共有

80

多種多様なプラットフォームの事例②（松戸市）

- 平成30年度より、市内15圏域での「地域づくりフォーラム」を実施し、地域住民が自分の住む地域の課題を認識し、自分たちで解決する意識の醸成を図りつつ、各圏域に生活支援コーディネーターを配置することにより、地域の声を地域ケア推進会議につないでいく仕組みを展開している。
- また、地域ケア会議を高齢者だけでなく、地域で生活するすべての人が集い、一緒に考える場として共生対応化することにより、地域だけでは解決が困難なことについても、地域住民との協働での解決を目指している。

平成30年度 地域づくりフォーラムの一例

いいばしょ 居場所 みつけましょ！ ～東部地区地域づくりフォーラム～

いいばしょ 居場所 みつけましょ！
～東部地区地域づくりフォーラム～

2019年3月3日(日) 10:00～14:00
場所 東部市民センター

地域づくりフォーラムの開催は、多様な世代が交流する場や「居場所」がないのでは？ そんな思いから始まった「いいばしょ」をつくる実践の場です。子どもからご年まで、もちろん小さなお子様も大歓迎です。お気軽に参加してください。

2019年3月3日(日) 10:00～14:00
場所 東部市民センター

※開くことになれば、お礼を付けているスタッフにお礼をください。
※終了・ご退席の際は会場 100名までとなっております。
※お昼食としてお弁当も用意します。万が一ご都合がございましたら、スタッフにお申し付けください。

主催 東部地区地域づくりフォーラム実行委員会 松戸市 高齢者支援課

地域の声をキャッチアップ

まっどNPO協議会(市民活動サポートセンター)・地域包括支援センター・聖徳大学・高齢者支援課が協働して開催。

地域の課題を地域で考える



地域住民だけでは解決が困難なこと

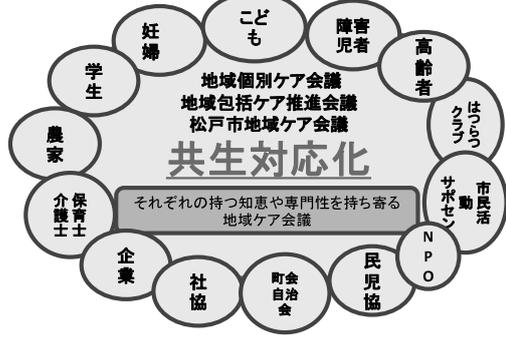
東部地区子ども食堂

- 地域づくりフォーラムでの気づきから、住民の有志らが町会の集会所を活用し、子ども食堂を開始。
- 地域の子ども達や住民らが、誰でも集える居場所づくりを実践。



地域ケア会議の共生対応化

- 地域だけでは困難な課題を検討・解決
- 他地区の好事例を横展開



多種多様なプラットフォームの事例③（東京都文京区）



文京区社会福祉協議会が、地域をつなぐ場として2016年4月に「フミコム」を開所。多様な主体が協働する場をコーディネート。地域ニーズを実現するために、「福祉」という切り口では担い手になり得なかった人の参画や、これまでつながっていなかった活動等をつなぎあわせ、地域課題の解決や地域活性化を目指している。

「つながる・つなげる・踏み込む」

- フミ：文京＝文(ふみ)の京(みやこ)
- ム：community communication
- 踏み込む！

人と情報が集う場をつくりましょ！



地域活動・NPO活動など専門相談や活動をサポートします！



つながりを生み出すためのコーディネートやマッチングを行います！



- ◆フミコム cafe
地域に関するさまざまなテーマのゲストの話の聞きながら、新たなつながりや、次のアクションを生み出すキッカケのイベント
- ◆フミコム朝活
休日の午前中に、地域活動にも役立つスキルを身につけ、地域で活躍する準備を応援する講座
例) グラフィックレコーディングなど
- ◆活動入門講座
地域のことや課題を知った後のステップとして、各自ができる行動に踏み出すための準備の講座
例) 起業講座、定年前の世代向け講座

- ◆団体強化講座
広報や資金獲得など、団体の組織運営や活動の企画する際のヒントとなる講座
- ◆専門相談
外部の専門家による団体の課題に合わせた各種相談
- ◆コミュニティマイスター等による相談
経験豊富なスタッフによる専門的な総合相談やネットワーク支援を実施

- ◆企業や教育機関のネットワーク
地域や社会貢献に関心のある企業や教育機関のネットワークを組み、新たなつながりをコーディネートすることで地域活性化や課題解決を図ります。
- ◆「Bチャレ」(企業公募型協働事業)
NPO・企業・行政・学校・ソーシャルビジネス等の新たなつながりによる、地域活性化や地域課題解決のための協働事業を募集し、助成します。

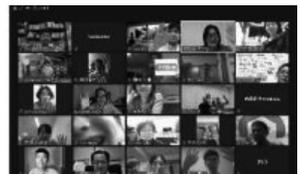
地域福祉コーディネーターとフミコムの両輪での事業推進



- 「地縁」に強い
- 「福祉」に強い
- 地域の課題「発見」力
- テーマ型活動に強い
- 福祉以外・地域外の資源
- 協働による課題「解決」力
- 福祉職だけでは担えない中間支援

集まらない時期にはオンラインで講座・イベントを開催

- フミコムで開催していた講座・イベントは、コロナウイルス感染症が広がって以降はオンラインで開催。
- コメント機能等を活用してゲストと参加者の双方向のやり取りも行い、新たなつながりを実現。



【フミコムの活動から見てきたこと】

- 専門的なアプローチで活動する主体は増えてきたが、課題が増えるスピードに解決されるスピードが追いつかない。
⇒新たな担い手との新たなつながりが必要で、足りないのは 俯瞰して「繋ぐ人」
- 「地域性の活動」と「テーマ性の活動」の結節点をどこにつくるかの工夫と、「福祉」と「他分野」の「言語」の違いへの認識が必要
- 福祉と他分野が繋がることで新たな価値創造ができる

支援会議の事例（滋賀県野洲市）



開催方法

- **開催場所**
野洲市役所内、関係機関
- **開催頻度**
 - ① 随時開催
 - ② 毎月1回定例開催

参加者

市民生活相談課長（総括者）が必要に応じて以下の機関を招集する

市の機関

高齢福祉課・健康推進課・保険年金課・住宅課・学校教育課、子育て家庭支援課、納税推進課など多数の課・事業所

外部機関

生活困窮者問題に取り組む団体 法律家
草津公共職業安定所 社会福祉協議会
その他総括者が必要と認める機関や団体

支援会議設置の経緯

- 野洲市では、生活困窮者自立支援法改正に伴い、平成30年12月に「野洲市くらし支えあい条例」を改正し、同条例25条に基づき支援会議を設置（既存の支援調整会議に機能を付加）し、平成31年1月より運用している

検討に向けた調整

- ①随時開催にあたっては、支援対象者世帯に関係する機関等が参集し、必要な情報等を共有し支援調整を行っている
 - ・各関係課が実施するケース会議などの既存の会議体と共催するときもある・会議の通知及び会議で配布するレジュメには法9条の趣旨や守秘義務等の留意点を記載し注意を促している。
- ②毎月開催では、必要に応じ支援プランの修正や今後の支援方針及び各機関・関係者の役割の確認を行うなど支援プランの適切性をチェックしている。

会議で扱ったケース例

- 中高年のひきこもり事案
- 小・中学校の不登校、中学校卒業後のひきこもり事案
- 高齢者、子ども、障がい者に関する虐待のグレーゾーン事案
- 地域住民からの嫌がらせ事案
- 知的障がいのある身寄りのない人の生活支援及び死後の事務手続きに関する事案
- 生活困窮する沢山の子供がいる世帯の子育て支援及び困窮事案
- 自殺企図のある多重債務事案
- 生活困窮世帯における重複滞納の事案 など

83

支援会議の事例（三重県鳥羽市）



開催方法

- **開催場所**
鳥羽市保健福祉センター内
- **開催頻度**
随時開催

参加者

健康福祉課職員、社協職員、サービス提供事業所、関係する庁内の担当者、教育関係者、民生委員・児童委員、地域住民など

支援会議設置の経緯

- 鳥羽市では、保健福祉センター内に、自立相談支援機関、障害の一般相談事業所、地域包括支援センター、子どもの相談支援機関等があり、それぞれ相談を受けている。
- しかし、課題が複雑・複合的なケースについては、どこが主担当として動くのか、どのように支援していくかがあいまいで、連携の仕組みが構築されていなかった。
- そこで、支援会議を設置し複雑・複合的なケースについては、支援の入り口から複数の関係機関が集まって課題を整理することで、円滑に支援を進めている。

検討に向けた調整

- 会議の開催にあたっては、相談にあたった担当から「地域共生ケース会議受付表」に相談内容、関係機関等、今後関わりが必要となると思われる機関等を記入してもらう。
- 受付表をもとに、包括化推進員が、関係機関等と連絡調整を行い、会議の日程等を定める。
- ※ 会議の内容については、守秘義務及び罰則規定あり

会議で扱うケース

- 世帯員がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ別々の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、世帯全体の課題として、支援にあたって連携すべき関係機関・関係者間で把握・共有されていない事案
- より適切に支援を行うため、関係機関・関係者等と情報共有しておく必要があると考えられる事案
- 複合的課題があり、主担当が決まっていない事案

84